

○決算審査等特別委員会（第4号）

---

平成29年9月21日（木曜日）

午前10時 0分 再開

午後 4時30分 散会

---

午前10時0分 再開

○東久保耕也委員長 皆さん、おはようございます。

再開に先立ち申し上げます。情報通信機器をお持ちの方は、音量をお切りの上、操作音が鳴らないようお願いいたします。

昨日に引き続き、決算審査等特別委員会を再開いたします。

出席状況を報告いたします。

ただいま出席委員は13名で、全員出席でございます。

報告第41号 平成28年度奈良市一般会計歳入歳出決算の認定についてより第56号までの16件及び議案第86号より第97号までの12議案、以上28件を一括して議題といたします。

昨日に引き続き、質疑を行います。

理事者より発言の申し出がありますので、発言を許します。

○向井政彦副市長 失礼します。

昨日の三橋委員の御質問、また御指摘に対して、県とも確認をさせていただきましたので御報告をいたします。

まず、土砂災害防止法——これはソフト対策によるものでございますが——による基礎調査につきましては、都道府県が行うということでございます。県の砂防・災害対策課に確認をいたしましたところ、本新斎苑の計画地につきましては人家がなく、今後もその立地の見込みがないということから、現段階では基礎調査の対象にはならないと聞いております。

また、この調査とは別に、土砂災害防止対策に関しましては、いわゆる砂防三法——砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、それぞれ要件はございますが、対策事業——これはハード対策でございますが、原則、都道府県が施行することとなっております。

委員御指摘の、奈良県が施行するこの急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊対策事業、これは国の交付金の事業でもございますが、この基準が自然崖——自然にできている崖ですね——に対して対策するものであって、急傾斜地の高さが10メートル以上であることや、人家が10戸以上などの要件を満たすものに限られているということでございます。

まず、新斎苑の本計画地の現状は山でございます。その中で自然崖などの条件が該当するといったしましても、人家が10戸以上などの要件には該当いたしません。また、新斎苑が竣工したといったしましても、道路や建物ののり面は、この自然崖ではなく、いわゆる人工的につくられた崖、人工崖であり、また人家10戸以上などの要件にも該当しないこととなります。よって、いずれにしても本計画地は県の急傾斜地崩壊対策事業の要件には該当いたしませんので県の費用負担とはならず、本市として道路法や道路構造令、また市の条例もございますが、宅地造成等の規制法令に従って、事業者——今回の場合は本市でございますが、市の責任において安全性を確保した整

備をしていくこととなり、費用も当然市の負担として、今回提案しております事業費76億円に含まれるものでございます。

市といたしましては、新斎苑建設事業につきましては、これまでも奈良県の関係課と協議、相談しながら進めております。今後も連携を密にいたしまして、安全対策には万全を期してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三橋和史委員 では、昨日に引き続きまして、ちょっと質疑を始めたいと思います。

今、発言の申し出ということで、きのうの質疑に答弁いただいたと思うんですけども、その県に聞かれたのは、誰に聞かれたんですか。

○向井政彦副市長 県の砂防・災害対策課でございます。ちょっと個人名まではどうかと思いますが、そこの管理職の方でございます。

○三橋和史委員 確認の仕方が本当にずさんですね。その県庁の砂防・災害対策課に聞いたというところまではいいんですが、管理職といってもいろいろいますやんね。そんな管理職一人の見解で、それをうのみにして、それで電話で聞いたからといって、そうなんですと本市議会の場での公式見解を述べられる、それに値するような調べ方じゃないと思います。

私の調査で申し上げます。先ほど副市長がおっしゃった斜面の高さ10メートル以上、人家10戸以上というのは、これはあくまで交付金事業であります。国庫の交付金事業としての採択要件であります。県の急傾斜地崩壊対策事業の要件は、斜面の高さ5メートル以上、また人家5戸以上。ただし、人家5戸未満であっても公共施設等が含まれる場合は行うということになっております。その根拠を申し上げますか。建設省河川局砂防部傾斜地保全課長通知というのが平成8年5月10日に出ております。また、平成20年3月31日にも同課長から通知が出ております。市町村道のうち幹線市町村道及び迂回路のないもの、これがあれば急傾斜地対策事業の、しかも急傾斜地崩壊対策事業の、しかも交付金事業の採択要件に該当する。また、地域防災計画、重要な施設に被害が想定されるものですね、これも公共施設が含まれる場合は急傾斜地崩壊対策事業の、しかも国庫の交付金事業として採択基準としてございます。

私も、県の防災関係の部署に所管していた経験もあって知っておりますけれども、ほかの市町村は本当にいろんなところ、市長名で要望を上げてきますよ。急傾斜地崩壊対策事業の要望を上げてきています。ただ、奈良市からは全く上がってこない。そんなんで急傾斜地崩壊対策事業、これが奈良市に箇所づけされるわけがないじゃないですか。その点どう思われますか。先ほどの採択基準のところと、その電話で聞いただけで要望も正式に上げていないというような状況での回答、その2点について答えていただけますか。

○向井政彦副市長 まず、その県の見解、私どもはその管理職の個人的見解とは思っておりません。

(三橋和史委員「誰なんですか。名前も確認しないで……」と呼ぶ) (発言する者あり)

○東久保耕也委員長 手を挙げてください。

○向井政彦副市長 それはですね、個人的見解ではないと考えております。電話でとおっしゃっておりますが、実際にこちらからも今までも担当者が行って話をしているということでございます。今回の事業につきましても、先ほども申しましたが、既に都市計画決定の段階等も全て県とも調整をやりながらやっているということでございます。

それから、その対策の話でございますが、まず、既にそういう崖があつて、そこに建物を例えば建るとか、既に建つているとかいう場合では今回はございません。新たに市道をつくってい

くということでございます。そしてそこに新斎苑をつくるということになります。委員御指摘の、その急傾斜地の費用負担につきましては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条ということで費用負担が決められております。急傾斜地、そこではこういう書き方になっております。「都道府県は、急傾斜地崩壊防止工事のうち、制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事以外の工事で、当該急傾斜地の所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者が施行することが困難又は不相当と認められるものを施行するものとする。」という規定になっています。そこでも制限行為に伴う急傾斜地の崩壊を防止するために必要な工事、これはいわゆる宅地造成とか、その他の制限行為に伴って必要を生じた工事であり、いわゆる今、後からつくる人工崖に対する工事については、誰がつくるかということとははっきり明らかになっているわけですので、その責任ある者に工事を行わせるという意味であるというふうを考えております。

○三橋和史委員 人家が立地していないので、その基礎調査の実施という点につきましてはですけども、現状、人家の立地等がないので基礎調査をする方針ではないということで、それはもう基礎調査は、じゃ、しないんですか。都市計画決定を打っている段階であるのに、そこに人家じゃなくても市道が通る、あるいは公共施設が建つということがわかっているのに基礎調査がされないということではよろしいのでしょうか。

○向井政彦副市長 先ほどもお伝えいたしましたが、現段階では基礎調査の対象にはならないというふうには県のほうからはお聞きをしております。

○三橋和史委員 きこの段階では基礎調査の実施を県に要望していくというような答弁だったかと思うんですけども、その答弁を1日たったらまた変えられるということで、こちらちょっと困っておるんですけども、現段階で基礎調査を実施しない、それはわかりますよ。しかし、この都市計画決定が打たれて、これからそこに施設、市の重要施設をつくると言っているんだから、すぐに基礎調査をしないと、建物を建ててから基礎調査が入ってイエローゾーンの区域にかかりましたじゃ、これは話にならないじゃないですか。その点はどう思われますか。

○向井政彦副市長 今後、県のほうもそういう対象にするということは多分あり得るという意味で、こういう回答をいただいているのかと思いますが、先ほどちょっと最初に申し上げましたが、土砂災害防止法によるその基礎調査、これは、いわゆるイエローゾーンとかレッドゾーンと指定するということですが、これはいわゆるソフト事業でございます。例えばイエローゾーンであれば、そういう区域を明らかにするとか、警戒避難体制の整備をするとかいう、そういうゾーンですよという指定でございまして、それが直接そのハードの対策を、例えばしなければならぬとか、そういうものではないと。それとは別に、先ほど申しましたように、いわゆる砂防三法で、いろんな要件の中でそういうハード対策をするというふうになっているというふうを考えております。

○三橋和史委員 ハード事業、ソフト事業のそのすみ分けについては、私も熟知しているので結構なんですけれども、そしたら斎苑が建った後に基礎調査が入って、その後に斎苑の敷地自体がイエローゾーンにかかる可能性があるということになりますね、よろしいでしょうか。

○向井政彦副市長 それは仮定の話ですが（発言する者あり）もし、そういうことで県が基礎調査されて、その結果イエローゾーンということも、仮定としてはあり得ると思います。

○三橋和史委員 今、重大な答弁いただきました。その施設自体の区域にもイエローゾーンがかかる可能性があるということですね。本当に問題だと思います。また、対策事業についても県に聞かれたということですが、各種通知も確認されたのか、全く、ちょっと納得性のいくような答弁

ではなかったと思います。

私の調査によりますと、これは間違いなく交付金事業の対象であると。少なくとも県の実施防災事業の対象であると。本来、砂防三法による土砂災害防止対策事業は、県あるいは国の事業であります。財政逼迫している折、なぜ国庫の交付金の対象となるものを、県の、市民の税金を使って奈良市民に負担を強いて、本来、市民が負担しなくていいところを強いていくのかということ、これが私には理解できないと思います。ちょっと時間もありませんので、次、行きたいと思います。

新斎苑の計画ということでいただいております、奈良市新斎苑基本計画についてでございます。これに保安林の位置が示されておりますが、この保安林、どのように確認されたのでしょうか。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 お答えいたします。

基本計画にある保安林につきましては、法務局による登記簿等により確認をした上、地権者の用地測量の際に現地を確認しております。

以上でございます。

○三橋和史委員 保安林というのは、林野庁あるいは県が管理することになっております。私、県から保有する資料を入手いたしました。保安林台帳付属図ということでここに資料がございます。これによると、その先ほど市が出された保安林の位置と全く違うところに保安林が示されている。この計画は一体何なんですか。内容の精度がかなり疑わしいということになっております。横井町のこの保安林、市が勝手に独自に調査して保安林ここなんだと言われても、県の資料では全く違うところに書いているんですよ。示されているんですよ。これはどういうふうに解釈したらいいんですか。

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 お答えいたします。

現在の基本計画に記載している保安林につきましては、登記簿の面積、また現状を地権者との協議の上、作成されております。

したがって、県にもその保安林の位置は確認させていただきましたが、明確な場所が特定できないということでありましたので、（三橋和史委員「書いてあるやん」と呼ぶ）そのような表記とさせていただきます。

以上です。

○三橋和史委員 ちょっと時間もありませんので、県から明確な位置、示されているじゃないですか。その実態と合わない答弁をされているんですけども、これ議事上、問題なんじゃないですか。この点を聞いているんですよ。奈良市が勝手に保安林がここだというふうに調査をしたと言っているけれども、でも権限ある知事、県が示されている資料は全く違うところを示されているんですよ。だからこの計画自体、その調査の精度を疑っているわけです。それについて納得のいく説明を求めているんですけども、いかがでしょうか。

○東久保耕也委員長 三橋委員、時間が参りましたので、この程度で……（三橋和史委員「聞いているんだから。最後、重要な答弁……」と呼ぶ）（山本憲宥委員「いや、もう時間来てるから後に回して」と呼ぶ）（植村佳史委員「答弁しようとしとるやん」と呼ぶ）（松石聖一監査委員「県と協議したのと違うんかい」と呼ぶ）（三橋和史委員「重要な答弁いたごうとしているんで、ここで議事を打ち切るというのは議会としてあってはならないと思います」と呼ぶ）（内藤智司委員「議事進行してください。後の時間もちゃんと決められていますから。異議ある場合は市長総括もありますから、後に回していただいたらいいと思うので」と呼ぶ）（山本憲宥委員

「そのようにお願いします」と呼ぶ) (植村佳史委員「答弁だけでも」と呼ぶ)

○秋田五朗新斎苑建設推進課長 お答えいたします。

県とも協議をした上で現在の位置を確定させていただきました。

以上でございます。

○三橋和史委員 日本維新の会の三橋でございます。

新斎苑整備事業の防災対策につきましては、数年も前から土砂災害の懸念が指摘されてきたものであります。市は、従来から県と市が連携、また情報交換して、市が責任を持って対策事業を実施すると説明されてきたわけでありまして、しかしながら、昨日の私に対する答弁では、県が実施するのか市が実施するのか今後協議していくとされ、それについて疑義が生じたので質疑しましたところ、県に確認しないとすぐに答弁できないという、答弁をきょうに持ち越されたわけでありまして、そして、けさになりましてやっぱり市が実施するという、答弁内容が二転三転されたわけでありまして、基礎調査につきましても県と連携して実施していくという昨日の答弁が変更され、副市長から、施設区域そのものが土砂災害警戒区域にかかる可能性があるという重大な見解が、今まで示されなかった見解が初めて示されたわけでありまして、そもそもそのような基本的な部分が二転三転され、いまだに整理されていないということに私どもは驚いております。今後、十分な納得のいく説明を求めるものであります。委員会においては持ち時間の制限もありますので決算の審査に移りたいと思います。

まず、観光経済部長にお尋ねをいたします。

財産に関する調書15ページ、資料要求では35番の資料でございます。中小企業融資貸付金は昭和48年以降、同和地区中小企業開業資金貸付金は平成13年以降、それぞれ回収実績がないわけでありまして、消滅時効にかかっているものと推定するわけでありまして、なぜ消滅時効にかかるまで債権の保全に努めなかったのか、また、なぜ今まで何十年もほったらかしにしておいて債権放棄の手続きを進めてこずに、毎年毎年決算の債権がありますよという意味のこの数字を計上していたのか、よくわからないわけでありまして、時間も限られますので、この不必要あるいは実態の伴わない債権の数字というのは、基金は清算すべきであると考えますが、今後どのようにされるおつもりかということをお聞きしたいと思っております。清算すべきであるかどうかが、その1点だけ簡潔に答弁をお願いしたいと思います。

○梅森義弘観光経済部長 三橋委員の質問にお答えします。

今御指摘の2つの貸付金の今後の処理についてでございますが、この2つの債権につきましては、中小企業融資貸付金につきましては昭和39年6月15日に制度が廃止されておまして、昭和47年に最終の返済を受けております。債務者については、過去の調査でほとんどの方が死亡あるいは行方不明であることが判明しております。

また、同和地区中小企業開業資金貸付金につきましても昭和53年3月31日に制度が廃止されております。これらにつきましては、訴訟や調停なども行い回収に努めましたが、平成12年の返済が最後になっております。その後、調査によりまして行方不明や生活保護の受給が明らかになったものにつきましては、平成25年と27年に債権放棄の手続きを行っております。

しかしながら、このような状況でありますので、委員お述べのとおり、奈良市債権管理条例にのっとりまして早急に債権の処理を行ってまいりたいと考えています。

以上でございます。

○三橋和史委員 ありがとうございます。前向きな答弁ありがとうございます。

次に、財務部長にお尋ねをしたいと思います。よろしいでしょうか。

平成28年度不納欠損一覧（理由別）という資料ですね。資料番号22番でございます。事項別明細書では2ページ、4ページに当たる部分でございます。この資料によりますと、時効消滅によるものがかなり件数と金額ともに多いわけであります。しかもその理由が資料要求に出された資料によりますと、徴税吏員が不足していたためという、正当なものとは言えないものとするわけであります。また、固定資産税や特別土地保有税等につきましては多額の不納欠損額が発生しておりますけれども、それらは固定資産、資産があるということですので差し押さえ、あるいは換価処分をしやすい税目であると考えます。なぜ滞納処分を行わないのか、そういうふう思うわけであります。これは租税の公平性に問題がある状況であると私どもは考えるわけでありますが、そのような認識を持っているか、財務部長あるいは管下の課長にお尋ねしたいと思います。

○中西寿人財務部長 委員の御質問にお答えいたします。

不納欠損のうちの消滅分が多額に上っていて、この分が人員不足が影響している、理由をつけているという件でございますけれども、奈良市の場合で申し上げますと年度当初約2万件の欠損というか滞納の事案がございます。その中で順次、納税課のほうから始まって督促の通知、それでも来ない分については催告の通知を行っているところでございます。反応があった分については、随時滞納者と折衝を行いながら、随時滞納整理に向かって手続を行っているところでございまして、委員御指摘のとおり、税の公平性・公正性という観点から、小額滞納とかという分について全く放置しているわけではございませんで、全件2万件余りについては督促、催告通知は全て行っておりまして、滞納額が1万円以上の分については差し押さえ予告なども行っているところでございます。

今後、限られた人員の中ではございますけれども、できる限りその処分については平等という観点からはやっていきたいと考えております。昨年度あたりから、不納欠損を圧縮するために国税OBの滞納徴収員を新たに採用するなど、差し押さえの滞納処分に向けましていろいろと人員を強化していく中で順次拡大を図っているところでございまして、この1年間の実績で見ましても約半減している状況でございます。

順次どんどんと取り扱いというんですか、手続のほうにつきましては平等という観点、また差し押さえに向かって、時効の中断も含めまして手続のほうを強化してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 人員不足を理由に税の公平性を失するようなことはあってはならないと思います。また、地方財政法第26条等によりますと、確保すべき収入の徴収等を怠っていた場合という要件に該当し得るような理由をここに上げられているわけであります。そうしますと地方交付税の減額等の制裁等が懸念されますので、その辺はしっかりと、徴税吏員が不足していたためという正当なものとは言えない理由によって徴収できなかったということが今後ないように人員配置等をしっかりと行っていただきたいと思っております。

続いて、財務部長にお尋ねいたしますが、事項別明細の58ページであります。

延滞金の項目であります。調定額と収入済額が同金額になっているんですけども、これはなぜなのでしょうかね。推測するとこれは事後調定を行っているというふうに思われるんですけども

ども、それは法的に認められるのでしょうか。

委員長、時計とめていただいて……。

○東久保耕也委員長 議事の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時28分 再開

○東久保耕也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○中西寿人財務部長 失礼します。済みません。

この今おっしゃっている分については、事後調定に当たる分でございます、会計規則の第12条のほうで定めている分でございますけれども、滞納している分につきまして、税金のほう納められた段階で調定額のほうが確定いたしますので、同時に調定を上げて、同時にそれを徴収するというものでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 それはおかしいと思うんですよ。普通、税金というのは、調定があつて初めて収入をしていただくというわけでありまして。延滞金は日々刻々と変わるというのはわかるんですけども、地方自治法第231条の法意に照らせば、調定は収入原因発生都度、速やかに行われなければならない、これは税の基本原則なので御存じかと思っておりますけれども、この決算という、決算の基準日っていつなんですかね。この平成28年度の決算は3月31日だというふうに考えます。

それでは、その決算基準日時点の延滞金を本来の未収債権としてしっかりと認識して、ここに数字を上げて、収入未済金としても計上しないと、本来の実態がわからないじゃないですか。事後調定を行うというのは、会計規則等々ちょっと上げられましたけれども、これは法に照らして国の会計検査院、あるいは他団体の監査委員の指摘でも、少なくとも本税が完納され確定した延滞金については、事前調定を行わなければならないという見解が示されている。これは全く未収金額ありませんので、全て事後調定を行っているということでもあります。じゃ、収入未済金額は本来幾らになるのでしょうか。

○東久保耕也委員長 議事の都合により、暫時休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時31分 再開

○東久保耕也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○中西寿人財務部長 失礼します。

延滞金の計算でございますけれども、その各個々の調定額、滞納案件に応じて、3月31日現在の延滞金については計算しておりませんので、計上しておりません。

以上でございます。

○三橋和史委員 それが許容されるのでしょうか。その根拠は何なのでしょうか。

○東久保耕也委員長 議事の都合により、暫時休憩します。

午後2時32分 休憩

午後2時35分 再開

○東久保耕也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

○中西寿人財務部長 失礼します。

御質問の件でございますけれども、奈良市のほうの、今、システムでは個々の滞納案件について、3月末時点、また年度当初におけます延滞金の金額ですね、この分についてはシステムのほうが対応できておりません。他市のほうでどういう取り扱いをしているのか、また、どういう取り扱いをするのが一番望ましいのか、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○三橋和史委員 できませんということなんですけれども、この奈良市歳入歳出決算事項別明細書というのは法定調書なんです。それで、基準日に従って延滞金、調定額、収入済額を上げるべきじゃないんですかということで、それをできませんということで済む話ではないと思うんですけれども。

○東久保耕也委員長 議事の都合により、暫時休憩します。

午後2時36分 休憩

午後2時47分 再開

○東久保耕也委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

先ほどの三橋委員の質問に対する答弁につきましては、確認に時間を要しますので、その答弁と残りの時間を後刻に持ち越すこととします。よろしく願いいたします。

○東久保耕也委員長 先ほどの三橋委員の質問に対する答弁はできますか。

○中西寿人財務部長 失礼します。先ほどの三橋委員の御質問にお答えさせていただきます。

延滞金の決算上の取り扱いについてということでの御指摘をいただいたところでございます。

地方税の延滞金につきましては、地方自治法第231条、また施行令第154条第2項の規定によりまして、その性質上、納入の通知前、つまり納付前調定ということになるんですけれども、奈良市におきましては、納付前調定は実施をしておりません。そのため、現金の納付が先行しているところがございますから、収入のあった時点におきまして、その納付された金額によりまして延滞金を計算して、調定を上げているところでございます。

ここまで委員御承知いただいているところだと思うんですけれども、本市のほうで、他市がこの状況について調査した事例がありましたので、参考までに申し上げますと、この延滞金の決算上の計上の方法とかについてでございますけれども、中核市を初めとして、回答のありました25市の様子を見ますと、他市が調査した内容ということで、本市でそのまま内容を確認したわけではございませんけれども、全て事後調定をしているという状況でございます。

そういうところから、延滞金は収納時点、もしくはその後でないと調定できないものであると本市のほうでも理解をしているところでございまして、現在行っております従来どおり事後調定という形で事務のほうは進めていきたいと考えているところではございますけれども、委員のほうから御指摘もございましたので、他市の動向を注意しながら進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○三橋和史委員 全く意味不明であります。他市の状況とかもう関係ないと思うんです。法に照らしてどうかというところが法治国家としての大前提になると思います。

先ほども申し上げましたけれども、地方自治法第231条、それに照らした、収入原因の発生の都度、速やかに行わなければいけないという趣旨はもう税法上の大原則であります。そして、決算は、基準日3月31日時点でありますので、その時点の未収債権等をしっかりと把握するべきだというふうに思います。また、その点につきましては、少なくとも本税が完納され確定した延滞金については事前調定を行うべきだという他市団体の監査意見、また会検等でも指摘されているところであります。

過去に、他市等と比較して、そう事後調定だとおっしゃるんですけれども、その点は全く関係ない。これからしっかりと適法状態を回復しなければいけないという考え方に基づいて、奈良市においてもしっかりとそういう実態の債権が幾らあるのかという観点から、しっかりと適法の、法に適した行政運営を行っていくべきだと思います。

最後に、地方自治法第233条、この決算調書を策定した会計管理者に意見を聞きたいと思いません。

これについて、どのような意見をお持ちでしょうか。はい、お願いいたします。

○神田久美会計管理者 三橋委員の御質問にお答えいたします。

調定に関しまして、特に今、延滞金の調定ということで伺っております。

先ほど財務部長から答弁ございましたように、他市の状況、会計管理者としても、他市の状況は一応把握しておりますが、調定に関しまして、奈良市の考えとしては、延滞金につきましてはその都度確定するものというふうにこれまでより解釈しておりますので、現状の調定のやり方で合っているかなと考えております。

以上です。（三橋和史委員「はい、終わります」と呼ぶ）